個人情報が国に一元的に管理される のでは?

もっと知りたい住基ネット②

国は、「地方公共団体の共同による システムであり、国が一元管理する ものではない」という見解を示し います。また、ほかの行政事務に利 用するときは、法律の改正が必要と なります。

自分の知らないところで情報が利用 されるのでは?

法律で目的外の利用、民間での利用 は禁止されています。また、都道府 県の窓口で利用(操作)の記録を確 認することができます。

卜解説②

新たな条例の制定・

システムの管理運営体制

個

情報の

対策

からの切断・離脱が可能であると考えられます

ません(住基法第36条の2)。この規定に基づき 管理するための必要な措置」を講じなければなり 全性に重大な問題が発生した場合には、 責任と権限があります。このため、個人情報の 強化などを進めます 市長の責任 市町村長には、 一の場合には市町村長の判断により、 住基ネットの管理運営に関する 住基ネッ 一適切に



個人情報の保護対策を強化していく方針です。

個人情報安全性確保のための基準」

を策

ステム点検の徹底と職員研修の充実を図

個人情報保護条例」も改正するなど、

制度面

現行の

住民基本台帳条例」を制定する一方、

市長の責任と権限を明確にした「(仮

「住民基本台帳条例」の制定





ホームページ http://www.city.sapporo.jp/shimin/koseki/juki/

すことは、法制度上、困難な状況にあります。

ます。この状態から不参加を望む方々のデータだけを外

十四年八月の一次稼働から全市民のデータを接続してい

りますが、札幌市の場合は、多くの自治体と同様、

平成

ていません。全国の自治体の中には、住基ネットの稼働

時に事実上の選択制を導入した横浜市のような特例もあ

住基ネットの安全性に疑問を抱き、不参加を望む声もあ

人情報保護の対策に万全を尽くしていきます。

しかし

務を担っており、今後も、ハード、ソフトの両面から個

札幌市は、皆さんの大切な個人情報を預かる重要な青

今後も皆さんの大切な情報を守りま

す

るため、いわゆる「選択制」の導入の可能性を検討して

きました。

この選択制の考え方は、

現行の法制度上では想定され



もっと知りたい住基ネット③

現時点で利用できる サービスは?



- 1全国で住民票の取 得が可能に
- ②転入転出の手続き が簡単に
- 3公的な身分証明書 になる「住民基本台 帳カード」を発行
- ❹行政手続きの際に 住民票の写しの提出 が不要に

(例) 年金・恩給の 申請、パスポートの 申請など

※サービスは順次拡 大される予定です

ら実施されるシステムの検証結果や、住基ネットサービ 正などを働き掛けていく考えです。 スの拡張の動きを見据えながら、個人の意向が尊重され 住基ネットに関するご意見 ,籍住民課 211 2296 国に対して粘り強く制度改 お問い FAX 218 合わせ 5 1 9 1

住基ネット上で安全を脅かす事態が発生したときには また、これか 切断の手法を

含めて個人情報の保護に努めていきます。 法律や新たに制定する条例などに基づき、

個人情報保護法などが整備されていない時点で、住基ネットに未接続だった横浜市に、緊急避難的な措置として段階的 な接続を前提に認められたもの。現在も、横浜市では非接続の申請をした人の情報は住基ネットに送られていません。

は